

熊本県の商業と石油問題

山崎良也



産油国の石油供給削減はいまや全世界を震撼させ、ことに石油について九九・七％までを海外に依存しているわが国に大きな波紋を投げかけた。今回の危機は、中東諸国の政治的措置によるものであるとはいえず、長期的に見ても、これから石油の埋蔵量と可採年数に限りがあることは、たとえ、以前から知られていた。たとえ、米国のパテル記念研究所の調査では、米国の需要の伸びを現在のまま放置すれば、約七十年後には世界の石油資源は消尽するとの結論が得られている。

少したすれば、昭和四十九年の各産業部門はどれほどの生産額の削減を見られるか。

四〇～六〇％程度の減少をみる部門は石油製品、石炭製品、鉄精錬部門であり、一〇％～二〇％ぐらいの減少をみる部門は建築、非鉄金属、重電機器、一般機械などが約八割の減少となり、農業、水産、食料品、織物、パルプ・紙、金融・保険・不動産、商業、サービス業などは増減がほとんどない。ただし、以上の計算には、諸々の前提条件が置かれている。一つは、昭和四十九年度の公共投資が前年に比べて二・三％増、政府消費は約二〇％増とする。二つは、公定歩合を昭和四十九年の初めから〇・五％ずつ三回引下げ、七～九月に五・五％、十二月以降は〇・五％引上げる。三つは、法人税を四千億円程度増税し、所得減税を五千億円程度とする、その他為替レートについても若干の条件がおかれている。

すでに以前、本誌（一九七三年第七号）で指摘したように、熊本県の重化学工業化率はわずかに約二・六％程度で、第一次部門と第三次産業部門の比重が全国平均に比べて遙かに大きい。このことが、今回石油削減の影響をそれほど受けないという利点を持っている、といえよう。しかし、これは産業構造についてであって、物価については日本全国等しく影響を受けることは間違いないであろう。

他県に比べて本県が産業構造上石油シ

ョックをあまり受けないからといって商業の比重が増加することは本県の場合好ましくない。というのは、本来商業の発展は第二次産業の繁栄の上に成り立っているものである。

「熊本県の商業」（昭和四十七年商業統計調査結果表、熊本県統計調査課、昭和四十八年三月）によると、本県の場合、昭和四十七年には、二年間で商店数が六百二十八店（一・八％）増加し、従業者数が四千七十一人（三・〇％）、年間商品販売額で三・八％増加となっている。県全体の販売額に対する熊本市のその比率は六七・四％を占め、したいに都市の方へ商業が集中する傾向を示している。この理由は、当然のことながら、人口が増加するところは商品の買い手が多くなるからである。本県の人口が将来もずっと減少の一途を辿るとすれば、熊本市といえども、廃業に追い込まれる商店も多くなるだろう。本県の小売業の販売額の伸びは昭和四十五年から二年間でわずかに二四・四％の小幅にとどまっているのは、本県の人口の減少に見合ったものである。それにひきかえ卸売業は二年間で四一・九％も伸びている。これは卸売業が県内の顧客ばかりでなく、県外の顧客をも相手にしているからである。卸売・小売に比べて飲食店数が一〇・四％も伸びているのが特に注目すべきことである。人間の基本である飲食の伸びが大きいことは喜ばしいことではあるが、反面、文化的方面への支出の抑制の代償として飲食費が増加したとすれば問題がある。

このように第三次産業が膨張して行き、極端になった場合を想像して見よう。ある閉鎖的な社会に十人が居住し、十人とも商業を営んでいるとする。食料品店、オモチャ屋、本屋等々が自分以外の九人にそれぞれ商品売り合ったとする。各店の売上額の一〇％を純益とし、各店が一カ月の所得（純益）を三十万円にしたならば、各店は他の九人に一カ月総額三百万円、一人当たり平均約三十三万円ずつを売らなければならない。どの店も所得は三十万円であるのに、他の九人からそれぞれ購入しなければならぬ金額は一人につき三十三万円であるから、全部で二百九十七万円も支出しなければならない。明らかに、この閉鎖的な社会は成立しえないであろう。

商業やサービス業の比重が極端に大きくなることは警戒を要する。というのは、人口が少なく、購買能力に限界があるところでは、一店当たりの売上げが低下し、商店の零細化・非合理化を招くからである。事実、本県の商店の規模は一店当たり従業者数（昭和四十七年）が三・九人にすぎない。この状況では、過当競争を激化し、かえって顧客に対するサービスを低下させるか、流通コストの上昇からコスト・プッシュ的な物価の上昇をひき起こす。

流通過程の合理化・整備は一朝一夕ではなしとげられないであろうが、漸進的であっても、ぜひ遂行しなくてはならない最大目標の一つであることは誰しも異存はないだろう。

（熊本大学教養部教授）



▲石油等エネルギー物資の消費節約運動についての会議

熊本県では、物資や物価問題について適確な情報を収集、提供するため、あるいは県で実施する物資対策等を推進するため「熊本県物資対策会議」を設置しました。

また、この会議において決定された事項を処理する機関として、「熊本県緊急物資対策本部」が対策会議に置かれています。

対策本部の事務局は商政貿易課にあります。ここでは、セメント、石油製品の斡旋相談も行っています。



▲全力を上げての消火活動もむなし

昨年十一月二十九日午後一時十五分「大洋デパート」の二階～三階の階段付近から出火した火災は、死者百三名、負傷者百十六名という大惨事を引き起こしました。

県では直ちに災害対策本部を設置し、県警、自衛隊、市消防局、日赤、九電、電々公社などと協力して災害に対する緊急措置をとり、知事も火災現場に急行して被災者を見舞いました。県はこれが対策として一酸化炭素中毒患者医療対策の強化、被災中小企業対策など四項目を決定しました。また、消防庁、建設省、厚生省、警察庁、中小企業庁、自治省、大蔵省に対し、災害救助法の適用基準の拡大や消防法、消防組織法などの法改正など十四項目にわたる要望をしました。



▲熊本市体育館における罹災者合同葬